**使用の不許諾基準**

申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許諾しない。

・貸金業の規制等に関する法律の適用を受ける業種・業態である場合

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける業種・業態である場合

・特定商取引に関する法律の対象となる取引類型に該当する業種・業態である場合

・市民社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力又は団体である場合

・実施事業を法令等に基づく必要な許可を受けることなく行っている場合

・実施事業を行政機関から指導を受け、当該行政指導において改善を指示された事項についてその改善がなされていない場合

・民事再生法又は会社更生法による再生手続又は更生手続中である場合

・銀行取引停止処分を受けている場合又は裁判所に破産手続若しくは特別清算手続中である場合

・業種・業態が、法令による資格に基づかずに医療類似行為を行うものである場合又は興信所・探偵事務所等である場合若しくは占い・運勢判断等に関するものである場合

・業種・業態が前各号の規制対象となっていない場合であっても、社会問題を起こしているものである場合

・申請者が個人である場合（大阪万博又は万博記念公園に関する教育・研究の用に写真等を供する場合及び申請者が博覧会関係者であって大阪万博の広報宣伝に寄与する用途に写真等を用いる場合を除く。）

・写真等の利用により、大阪万博出展国・企業等、万博協会、若しくは大阪府の名誉又は大阪万博若しくは万博記念公園の社会的評価を損うおそれのある場合

・写真等の利用により、他の権利者の権利を侵害するものである場合

・写真等の利用目的又は利用形態が、公序良俗に反するものである場合

・写真等の利用目的又は利用形態が、特定の思想、信条若しくは宗教の流布宣伝又は政治的活動を目的とするものである場合

・名刺・看板等においてその商号又は名称とともに写真等を利用することにより、あたかも大阪府が当該商号又は名称を用いる者の事業に関与しているかのような誤解を生じるおそれのある場合

・写真等貸出業に相当する場合

・その他大阪府の事業運営上、特に不適当と認める場合